

瀬戸市事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市が発注する建設工事及び公共土木施設維持管理等業務（以下「工事等」という。）のうち、入札後に入札価格の低い者から一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札者として決定する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 事後審査型一般競争入札の実施対象は、予定価格が1億5千万円未満の工事等のうち市長が定めた工事等（以下「対象工事等」という。）とする。

(入札参加資格等の公告)

第3条 事後審査型一般競争入札の入札参加資格及び入札実施の公告は、瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号。以下「契約規則」という。）第7条及び第8条の規定に基づき行う。

(入札参加資格要件)

第4条 事後審査型一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる資格要件を全て備えなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規則第5条第3項に規定する名簿に対象工事に係る業種が登載されている者であること。
- (3) 対象工事の入札に係る公告の日から開札日までの間、瀬戸市指名停止取扱要領（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がな

されている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立
がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている
こと。

(7) 対象工事等の業種に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の
23 の規定による経営事項審査結果の総合数値が一定の数値以上を有するこ
と。

(8) 対象工事等と同種の工事等について一定の施工実績を有すること。

(9) 対象工事等に配置を予定する技術者が適正であること。

(10) 対象工事等に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事
面において関連がある者でないこと。

(11) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に
規定する建設業者をいう。）（当該届出義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(12) その他、市長が特に必要と定める条件を満たすこと。

2 前項第 7 号から第 9 号までに規定する資格要件は、対象工事等の業種及び設計
金額ごとに瀬戸市入札参加者審査委員会規程（昭和 47 年瀬戸市訓令第 2 号）第
1 条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）が別に定
める。

（入札参加申請等）

第 5 条 事後審査型一般競争入札に参加する者は、事後審査型一般競争入札参加資
格申請書その他指示する書類（以下「申請書等」という。）に必要事項を記入のう
え、入札実施の公告に記載の期日までに提出しなければならない。

（落札候補者の決定）

第 6 条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価

格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者。低入札価格調査制度による調査基準価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で適正な履行が確保されると認められた価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

- 2 前項の落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

（入札参加資格の確認）

第7条 市長は、開札後に落札候補者の入札参加資格要件（以下「参加要件」という。）を審査し、参加要件を満たす場合は当該落札候補者を落札者とする。

- 2 前項の規定による審査の結果、落札候補者が参加要件を満たさない場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合において、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により当該落札候補者に対する次順位者を決定し、前項の審査を行うものとする。

- 3 前項に規定する審査は、入札参加者のうち落札者が決定するまで行うものとする。

- 4 市長は、前2項の規定により入札を無効と決定した落札候補者に対して、速やかに入札無効の旨を通知するものとする。

（入札の中止等）

第8条 市長は、事故が発生した場合又は入札参加者の不正な行為等により入札を公正に執行できないと認める場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期及び中止又は取消しを行うことができる。

（入札結果の公表等）

第9条 この要領により入札に付した工事等の入札及び契約に関する情報の公表については、瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領（平成15年4月1日施行）の定めるところにより公表するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(瀬戸市事後審査型一般競争入札試行要領の廃止)

2 瀬戸市事後審査型一般競争入札試行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市事後審査型一般競争入札実施要領の規定は、施行日以後に公告する契約について適用し、施行日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年12月27日から施行する。